

建設職種安全衛生チェックリスト

(厚生労働省関連部分（労働安全衛生関係法令の遵守）)

このチェックリストは、建設職種の外国人技能実習生を受け入れる実習実施者に対して、監理団体が定期監査を実施する際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

記入欄に、はいの場合「○」、いいえの場合「×」、該当ない場合「-」を記入してください。

実施年月日： 年 月 日 監査実施者：

実習実施者の名称：

項目	記入欄
※ 建設職種等の技能実習移行対象職種名（作業名） さく井（パーカッション式さく井工事、ロータリー式さく井工事）、建築板金（ダクト板金、内外装板金）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工）、建具製作（木製建具手加工）、建築大工（大工工事）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、とび（とび）、石材施工（石材加工、石張り）、タイル張り（タイル張り）、かわらぶき（かわらぶき）、左官（左官）、配管（建築配管、プラント配管）、熱絶縁施工（保温保冷工事）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事）、サッシ施工（ビル用サッシ施工）、防水施工（シーリング防水工事）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事）、表装（壁装）、建設機械施工（押土・整地、積込み、掘削、締固め）、築炉（築炉）、溶接（手溶接、半自動溶接）、塗装（建築塗装）	
1 日々朝礼等で確認すること	<input type="checkbox"/>
○技能実習生の体調を確認し、体調が悪い状況で作業を行わないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
○作業を行わせる日の天候が大雨、強風等の悪天候や熱中症を発症するおそれのある予報等が出ている場合、当日の作業内容、作業方法、作業時間等について、見直し、確認を行い、指示を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
○技能実習生に当日の作業内容と危険のおそれがある点について確認させていますか。	<input type="checkbox"/>

2 建設現場における主な作業と安全対策

- 技能実習生を 5 S 活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰（決めたこと、教わったことを必ず守るように指導すること）、ヒヤリ・ハット 活動、危険予知（K Y）活動に取り組ませていますか。
- 技能実習生が理解できる作業マニュアルはありますか。
- 技能実習生が理解できる安全標識はありますか。
- 認定を受けた技能実習計画以外の作業に従事させないようにし、業務災害に繋がるような作業を行わせないようにしていますか。
- 建設機械施工職種（押土・整地作業、積込み作業、掘削作業、締固め作業）で受け入れている技能実習生には、工事の作業現場で当該機械の運転の作業に従事させていますか。
- (1) 機械等の安全対策（クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械等）
 - 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械による接触、またクレーン等を用いて作業を行うときは、クレーン等の定格荷重を超える荷のつり上げ等が行われることのないように、使用する機械の種類、能力、運行経路及び作業方法等が明確に示されている作業計画を作成し、適正な方法で機械を使用していますか。
(※定格荷重とは、クレーンがつり上げることのできる最大の荷重のこと、ブームの長さやクレーンの傾斜角等の条件によって変化する荷重を指し、また、つり上げ荷重と違い、フック等のつり具の重量を差し引いているため、実際につり上げることのできる荷重といえます。)
 - 車両系建設機械等の整備不良による災害を防ぐため、各種機械等の点検・検査等（検査業者による点検も含む。）の実施がなされていますか。
- (2) 足場、通路、作業構台等の安全対策（墜落・転落防止対策等）
 - 高さ 2m 以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を確保し、作業床の端、開口部等には手すり囲い等をしていますか。
 - 梁上の作業等、作業の性格上作業床や手すり等の設置が著しく困難な場合や臨時に手すり等を取り外して作業する際には、必ず防網（安全ネット）の設置や墜落制止用器具（安全帯）の取付設備を設け、墜落制止用器具（安全帯）を使用させていますか。
 - 足場の組立、解体、変更作業に従事する労働者に特別教育を実施していますか、また、高さ 5 メートル以上の足場の組立、解体、変更作業を行

う時は、足場の組立て等作業主任技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任し、その者が直接指揮を行っていますか。

○足場の作業床には手すり、中さん等の墜落防止設備を設けていますか。

○組立て・変更時や作業の開始前において、事前に安全点検を行っていますか。

(3) 行動災害の発生防止対策

○技能実習生は、作業場所で単独作業にならないように努めていますか（技能実習指導員の指導の下、作業を行っていますか。）。

○作業道具は正しい使い方をしていますか。

例)・用途を異にする使い方で道具を使用しないようにしていますか。

- ・道具を運搬する際、安全な運搬の仕方をしていますか。
- ・道具を投げて渡さないようにしていますか。

○不安全な行動にならないようにしていますか。

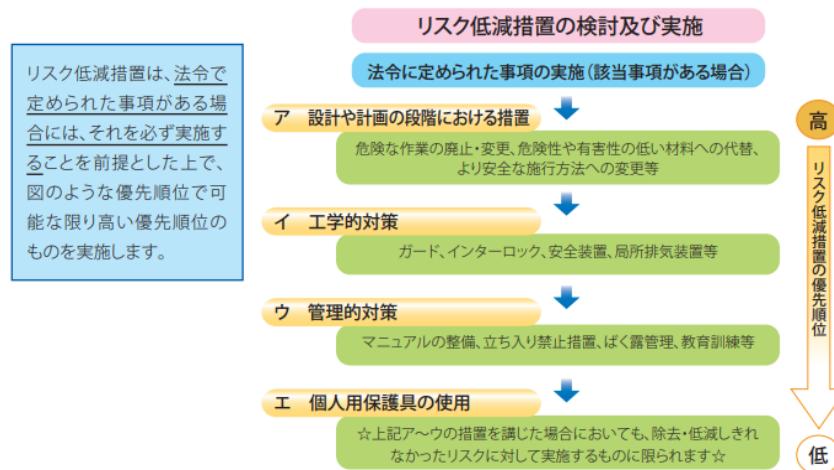
例)・作業場所内で走って移動しないようにしていますか。

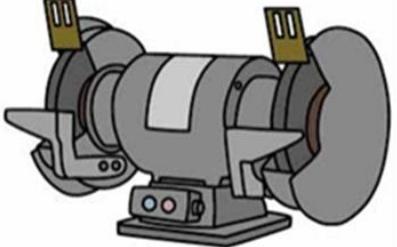
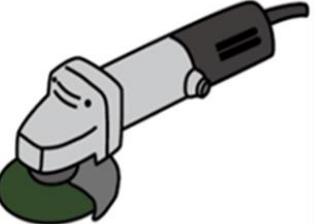
- ・車両系建設機械等を運転する場合、シートベルトを着用していますか。
- ・高低のある場所の移動は、飛び下りたり、よじ登ったりせず、設けられた昇降設備を使用して移動していますか。

(4) リスクアセスメント等

○リスクアセスメント（危険性・有害性等の調査等）を行い、リスク低減対策を実施し、技能実習生にも共有していますか。

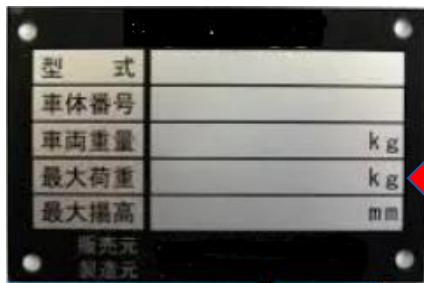
（※リスクアセスメントとは、作業における危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害や健康障害の重篤度（被災の程度）とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせて「リスク」を見積もり、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法をいいます。）



<p>○KY（危険予知）活動を行い、各作業日、各作業内容、各作業場に内在するリスクについて話し合い、災害の発生防止に努め、技能実習生にも共有していますか。</p>	<input type="checkbox"/>	
<p>3 安全衛生教育（労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条、第36条等）</p> <p>○技能実習生を雇い入れた時や技能実習生の作業内容を変更した時には、 ①作業内容、②機械や原材料等の取扱い方法、③安全装置や保護具等の取扱い方法等、技能実習生の安全衛生の確保に必要な事項について、技能実習生が理解できる方法で雇入れ時等の安全衛生教育を実施していますか。</p> <p>○危険有害業務に技能実習生を従事させる場合には、実習生が理解できる方法で特別教育等を実施していますか。</p> <p>(1) 研削といし (建築板金（ダクト板金、内外装板金）等)</p> <p>○研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
 両頭グラインダー	 手持ち式グラインダー	<input type="checkbox"/>
<p>(2) アーク溶接 (溶接(手溶接)、さく井(パーカッション式さく井、ロータリー式さく井)、建築板金（ダクト板金、内外装板金）等)</p> <p>○アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務</p>	<input type="checkbox"/>	
		
<p>(3) 車両系荷役運搬機械の運転 (とび(とび)等)</p>		

○フォークリフト

*最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転の業務



(※最大荷重とは、フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させができる最大の荷重をいいます。)

(※機体に貼られている銘板で最大荷重、機体重量等を確認する（以下同じ。）)

○ショベルローダー、フォークローダー

最大荷重が1トン未満のショベルローダー、フォークローダーの運転の業務



(※最大荷重とは、ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいいう。)

○不整地運搬車

*最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転の業務



*

(※最大積載量とは、積み込むことができる荷物の最大の重さのことを指します。)

(絵図の右下に*がついている絵図は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会作成のもので、転載許可を得ています。以下同じ。)

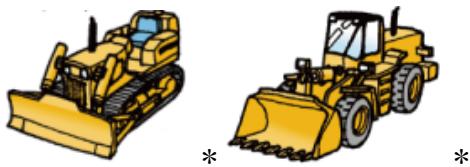
(4) 車両系建設機械の運転等

(建設機械施工（押土・整地、積込み、掘削、締固め）、とび(とび)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事)等)

○整地・運搬・積込み用機械

※機体重量が3トン未満のブル・ドーザー、トラクター・ショベル等の運転の業務

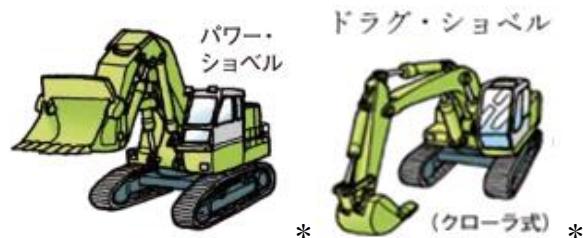
ブル・ドーザー トラクター・ショベル



(※機体重量とは、車両系建設機械から作業装置を除いた乾燥重量（燃料、油類、水等が入っていない重量）であり、すなわち機械本体の重量をいう。以下同じ。)

○掘削用機械

機体重量が3トン未満のパワー・ショベル、ドラグ・ショベル等の運転の業務



○解体用機械

機体重量が3トン未満のブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機等の運転の業務



○基礎工事用機械

機体重量が3トン未満のくい打機、くい抜機、アースドリル等の運転の業務



* *

○基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）の業務

○基礎工事用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務

○締固め用機械

ローラー等の運転の業務



*

○コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車の作業装置の操作の業務



*

(5) 高所作業車の運転

(とび(とび)、かわらぶき(かわらぶき)等)

○作業床の高さが 10 メートル未満の高所作業車の運転の業務



(6) クレーンの運転等

(とび(とび)、かわらぶき(かわらぶき)等)

○クレーン

* つり上げ荷重が 0.5 トン以上 5 トン未満のクレーンの運転の業務

(※つり上げ荷重とは、クレーンがつり上げる事ができる最大の荷重のこと、この荷重にはクレーンフック等の質量が含まれています。)

○移動式クレーン

つり上げ荷重が 0.5 トン以上 1 トン未満の移動式クレーンの運転の業務



○建設用リフト

(※建設用リフトとは、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイストを除く。）をいいます。)

○玉掛け

つり上げ荷重が 0.5 トン以上 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務



(7) 酸素欠乏

○酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

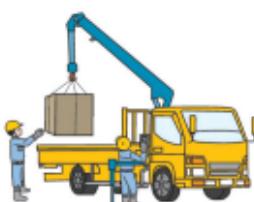


(8) 粉じん

○粉じん作業のうち、その粉じんの発生源が特定粉じん発生源（建設業について、ずい道等の内部における工事のいくつかの建設作業等が該当します。）である作業に係る業務

(9) ずい道等

<p>○ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり、資材等の運搬、覆工のコンクリートの打設等の作業（当該ずい道等の内部において行われるものに限る。）に係る業務</p> <p>(10) 石綿 (とび(とび)等)</p> <p>○石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業に係る業務</p> <p>(11) 足場 (とび(とび)等)</p> <p>○足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（ただし、地上又は堅固な床上における補助作業の業務は除きます。）</p> <p>(12) 墜落制止用器具（安全帯） (とび(とび)等)</p> <p>○高さが 2 メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（安全帯）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務</p>  <p>(13) 丸のこ (建築大工(大工工事)等)</p> <p>○携帶用丸のこ盤を使用する業務（平成 22 年 7 月 14 日付け基安発 0714 第 1 号通達に基づく安全教育）</p> <p>※これらの教育は、技能実習生がその内容を理解できる方法で行ってください。 『確認書類』　技能実習計画、技能実習日誌、特別教育実施結果 (法定での作成義務はないが、作成していれば) 安全衛生教育の実施結果、安全衛生教育の実施計画（年間等）</p> <p>4 就業制限（労働安全衛生法第 61 条、労働安全衛生法施行令第 20 条）</p> <p>○就業制限業務に技能実習生を従事させる場合には、免許の取得、技能講習の修了等の所要の措置を取らせてていますか。</p>					
--	--	--	--	--	--

 	  
<p>(1) クレーン等の運転等 (とび(とび)、かわらぶき(かわらぶき)等)</p> <p>○床上操作式クレーン つり上げ荷重が 5 トン以上の床上操作式クレーンの運転の業務（床上操作式クレーン（床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動と共に移動する方式のクレーン）運転技能講習の受講が必要）</p>  <p>○移動式クレーン つり上げ荷重が 1 トン以上 5 トン未満の移動式クレーンの運転の業務 （小型移動式クレーン運転技能講習の受講が必要）</p>  <p>○玉掛け (とび(とび)、かわらぶき(かわらぶき)等) つり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（玉掛け技能講習の受講が必要）</p> <p>(2) 溶接等 (溶接 (半自動溶接) 等)</p>	

- 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属のガス溶接、溶断又は加熱の業務
(ガス溶接技能講習の受講が必要)



(3) 車両系荷役運搬機械の運転

(とび(とび)等)

- フォークリフト

最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務 (フォークリフト運転技能講習の受講が必要)

- ショベルローダー、フォークローダー

最大荷重が 1 トン以上のショベルローダー、フォークローダーの運転の業務 (ショベルローダー等運転技能講習の受講が必要)

- 不整地運搬車

最大積載量が 1 トン以上の不整地運搬車の運転の業務 (不整地運搬車運転技能講習の受講が必要)

(4) 車両系建設機械の運転

(建設機械施工 (押土・整地、積込み、掘削、締固め)、とび (とび) 等)

- 整地・運搬・積込み用機械

機体重量が 3 トン以上のブル・ドーザー、トラクター・ショベル等の運転の業務 (車両系建設機械 (整地等) 運転技能講習の受講が必要)

- 掘削用機械

機体重量が 3 トン以上のパワー・ショベル、ドラグ・ショベル等の運転の業務 (車両系建設機械 (整地等) 運転技能講習の受講が必要)

- 解体用機械

機体重量が 3 トン以上のブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機等の運転の業務 (車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習の受講が必要)

- 基礎工事用機械

機体重量が 3 トン以上のくい打ち機、くい抜き機、アースドリル等の運転の業務 (車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習の受講が必要)

(5) 高所作業車の運転

(とび (とび)、かわらぶき (かわらぶき) 等)

- 作業床の高さが 10 メートル以上の高所作業車の運転の業務 (高所作業車運転技能講習の受講が必要)

(とび（とび）、かわらぶき（かわらぶき）等)

(6) クレーン等の運転等（免許）

- つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン又はデリックの運転の業務（クレーン・デリック運転士免許が必要）、つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーンの運転の業務（クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定）が必要）、つり上げ荷重が 5 トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務（クレーン・デリック運転士免許（床上運転式クレーン限定）が必要）、つり上げ荷重が 5 トン以上の移動式クレーンの運転の業務（移動式クレーン運転士免許が必要）



※銘板でつり上げ荷重、機体重量等を確認する。

※『確認書類』 技能実習計画、技能実習日誌

（法定での保管義務はないが、保管していれば）免許・技能講習修了証の写し

（法定での作成義務はないが、作成していれば）安全衛生教育の実施結果、安全衛生教育の実施計画（年間等）、技能講習等就業制限業務受講計画（年間等）

5 作業主任者が必要な業務（労働安全衛生法第 14 条）

次の作業では、作業主任者を選任しなければならず、作業主任者として就業するためには、免許又は技能講習の修了が必要です。

○ガス溶接作業主任者（免許）

アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

○コンクリート破碎器作業主任者（技能講習）

コンクリート破碎器を用いて行う破碎の作業

○地山の掘削作業主任者（技能講習）

掘削面の高さが 2 メートル以上となる地山の掘削（ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。）の作業

○土止め支保工作業主任者（技能講習）

土止め支保工の切りばり又は腹起しの取付け又は取り外しの作業

○ずい道等の掘削等作業主任者（技能講習）

<p>ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工（ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。）の組立て ロックボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業</p>	
<p>○ずい道等の覆工作業主任者（技能講習） ずい道等の覆工（ずい道型枠支保工の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。）の作業</p>	
<p>○採石のための掘削作業主任者（技能講習） 掘削面の高さが 2 メートル以上となる採石法第 2 条に規定する採石の採取のための掘削の作業</p>	
<p>○型枠支保工の組立て等作業主任者（技能講習） 型枠支保工（支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。）の組立て又は解体の作業</p>	
<p>○足場の組立て等作業主任者（技能講習） つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業</p>	
<p>○建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者（技能講習） 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業</p>	
<p>○鋼橋架設等作業主任者（技能講習） 橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が 30 メートル以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業</p>	
<p>○木造建築物の組立て等作業主任者（技能講習） 軒の高さが 5 メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業</p>	
<p>○コンクリート造の工作物の解体等作業主任者（技能講習） コンクリート造の工作物（その高さが 5 メートル以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業</p>	
<p>○コンクリート橋架設等作業主任者（技能講習） 橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの（その高さが 5 メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が 30 メートル以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業</p>	
<p>○特定化学物質作業主任者（技能講習） 労働安全衛生法施行令（以下「令」といいう。）別表第 3 に掲げる特定化</p>	

<p>学物質を取り扱う作業</p> <p>○金属アーク溶接等作業主任者（技能講習）（令和 6 年 1 月 1 日施行） 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 ※当該作業は、令和 5 年 12 月 31 日までは、特定化学物質作業主任者を選任する必要があります。</p> <p>○鉛作業主任者（技能講習） 令別表第 4 第 1 号から第 10 号までに掲げる鉛業務に係る作業</p> <p>○酸素欠乏危険作業主任者（技能講習） 令別表第 6 に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</p> <p>○有機溶剤作業主任者（技能講習） 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部等の場所において令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、一定のものに係る作業</p> <p>○石綿作業主任者（技能講習） 石綿若しくは石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業</p>					
6 保護具の着用等					
(1) 保護帽					
○保護帽は作業に応じた規格（高所作業には墜落時保護用、飛散物・落下物等の危険には飛来落下物用）を具備したものを着用し、着用時はあごひもをしっかりとしめていますか。 (※保護帽の規格（昭和 50 年労働省告示第 66 号）)					
(2) 墜落制止用器具（安全帯）					
○高さが 6.75 メートルを超え、手すり等の設置が困難な場所（建設業では 5 メートル、柱上作業では 2 メートル以上）ではフルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）を使用していますか。					
○高さが 6.75 メートル以下で、手すり等の設置が困難な場所においては、地上にぶつからないように、 <u>墜落制止用器具（安全帯）のフックの取付位置を高くしたり、[*]ロック機能付き巻取り式ランヤード等を使う工夫を</u> するか、胴ベルトタイプの <u>墜落制止用器具（安全帯）</u> を使用していますか。 (※ロック機能付き巻取り式ランヤードとは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されます。)					

	(3) 安全靴	<input type="checkbox"/>
	○安全靴は、重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きのおそれがある作業の際、つま先を保護し、踏み抜き防止、滑り止めを備える安全靴をはいていますか。	<input type="checkbox"/>
	(4) 手袋	<input type="checkbox"/>
	○刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、保護手袋を用いていますか。	<input type="checkbox"/>
	○電動ドリル等の回転体を有する電動工具の使用中は、手袋を着用していると回転する軸に手が巻き込まれるおそれがあるため、手袋は着用しないこととしていますか。	<input type="checkbox"/>
	(5) 保護めがね（ゴーグル）	<input type="checkbox"/>
	○切削屑等の飛来、溶接作業における強烈な光線等から目を守るために、保護めがねを着用していますか。	<input type="checkbox"/>
	(6) 耳栓	<input type="checkbox"/>
	○騒音（90 デシベル以上）が生じる作業の時に使用していますか（難聴に罹患することを防止するために、耳栓やイヤーマフ（防音耳覆）があります。）。	<input type="checkbox"/>
	(7) 防じんマスク等	<input type="checkbox"/>
	○粉じんが舞っている作業場所では粉じん塵の吸い込み防止のために「防じんマスク」を、有毒ガスが存在する場合は「防毒マスク」等有害な環境に応じた企画を具備した呼吸用保護具を使用していますか。 (※防じんマスクの規格（昭和 63 年労働省告示第 19 号、防毒マスクの規格（平成 2 年労働省告示第 68 号）、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成 26 年厚生労働省告示第 455 号）)	<input type="checkbox"/>
	(8) 服装	<input type="checkbox"/>
	○作業内容の状況に応じて、長袖、長ズボンを着用していますか。	<input type="checkbox"/>
7 建設現場における健康確保		<input type="checkbox"/>
	(1) 熱中症予防対策	<input type="checkbox"/>
	○休憩場所の整備、高温多湿作業場所における連続作業の時間短縮、水分及び塩分の摂取等の熱中症予防対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
	(2) 有機溶剤中毒予防対策 (塗装（建築塗装）等)	<input type="checkbox"/>
	○使用する有機溶剤または有機溶剤含有物の危険有害性や取扱い上の注意を、 [*] 安全データシート（SDS）により確認し、呼吸用保護具や保護手袋の使用、人体に及ぼす作用等の掲示、貯蔵および空き容器の処理、ま	<input type="checkbox"/>

た、有機溶剤業務に従事する労働者に対する健康診断等、必要な対策を実施していますか。

(※ S D S とは、安全データシート (Safety Data Sheet) の略語です。これは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。S D S に記載する情報には、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法等が記載されます。)

(3) 特定化学物質障害予防対策

(塗装 (建築塗装) 等)

○塗装業務で取り扱う塗料や、防水材等には、発がん性等のある特定化学物質が含まれている可能性があり、皮膚から吸収されるものもあるので、安全データシート (SDS) により、使用するものに特定化学物質が含まれていないか確認し、含まれている場合は技能実習生を含めた関係各者に周知徹底し、保護具の使用を含め、必要な対策を実施していますか。

(4) 鉛中毒予防対策

(塗装 (建築塗装) 等)

○塗装作業や、塗布された塗料の塗り替え作業を行う場合には、塗布されている塗料中に「鉛」等の有害な化学物質が含まれていないかも把握し、鉛が含まれている場合は、呼吸用保護具の使用等、鉛中毒を発症しない対策を講じていますか。



※厚生労働省「『ラベルでアクション』～事業場における化学物質管理の促進のために～」より引用。

(5) 石綿障害予防対策

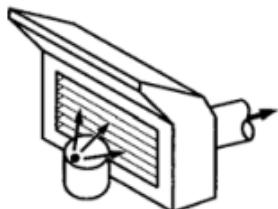
○石綿を使用している建築物を改修・解体するときは、作業場所の隔離、潤滑化、呼吸用保護具の着用等の石綿ばく露防止対策を徹底していますか。

(6) 粉じん障害防止対策

○グラインダーでの金属研磨作業やアーク溶接の作業等を行った際に発生する粉じんにより、じん肺にかかる措置として、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適切な稼働、呼吸用保護具の適切な着用（着用

方法、国家検定品の防じんマスクの使用)等により、粉じんへのばく露防止対策を徹底していますか。

(※局所排気装置とは、有害物質が発散する作業場において、有害物質が作業場全体に拡散する前に、有害物質を含有する空気をできるだけ高濃度の状態で局所的に補足して、さらに清浄化して大気中に排出する装置です。)



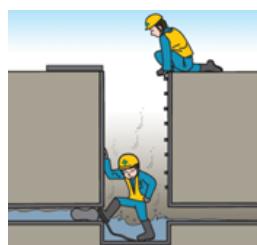
(7) 一酸化炭素中毒予防対策

○屋内で発電機等の内燃機関を使用して作業を行う場合等、一酸化炭素が発生する可能性のある作業を行う場合は、排気ガスを外部に排出するため、窓を開放したり、換気設備や一酸化炭素のガス検知警報装置を設置する等により、同種災害の発生を防ぐ対策を講じていますか。



(8) 酸素欠乏症等防止対策

○地下ピット、下水道やタンク内部での作業を行う場合には、教育の実施及び酸素濃度の測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用等の措置を適正に講じていますか。



8 健康診断の実施（労働安全衛生法第66条）

○実習実施者は、技能実習生を雇い入れたとき、雇入れ時健康診断を実施していますか。

○実習実施者は、1年に1回定期健康診断を実施していますか。

○実習実施者は、深夜業を含む業務や鉛、一酸化炭素その他これらに準ずる

る有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務等（特定業務）に常時従事する技能実習生に対し、特定業務従事者の健康診断を定期（6か月以内ごとに1回）に実施していますか。

○実習実施者は、技能実習生に有害業務を行わせる場合には、^{*}有害な業務に就業開始したときと、その後、一定期間（6か月以内。粉じん作業は、じん肺管理区分ごとに健診時期が異なる。）ごとに、特殊健康診断を実施していますか。

※有害な業務とは、有機溶剤の取扱い業務（タンクの内部等の場合）、粉じん作業、特定化学物質（エチルベンゼン、溶接ヒューム等）の取扱い業務、鉛業務、四アルキル鉛業務等

『確認書類』（法定での保管義務はないが、保管していれば）健康診断実施結果報告書（安衛則様式）写し
(可能であれば)個人ごとの健康診断の実施結果がわかるもの

※技能実習制度においては、時間外労働又は休日労働及び深夜労働は想定されていませんが、やむを得ない業務上の事情等により行う場合には、時間数に応じて技能実習計画の変更認定や届出が必要となるほか、以下の措置を講じてください。

(1) 長時間労働と医師の面談

○技能実習生に対し、長時間労働を行った場合の健康障害発症リスク及び面接指導を受ける申出の必要性を説明するとともに、時間外・休日労働時間数が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められる場合は、医師による面接指導を実施していますか。上記のほか、時間外・休日労働時間数が月45時間を超えた場合も面接指導の対象とするように努めていますか。

○医師による面接指導の結果、技能実習生の疲労蓄積状況や心身の状況、面接を行った医師の意見等を踏まえ、事後措置が必要な場合は、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業務への従事回数の減少等の措置を講じていますか。

※面接指導の実施においては、産業医の選任義務がない常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場においては、地域産業保健センターを利用して面接指導を実施することもできますので利用を勧奨してください。

(2) ストレスチェック

○ストレスチェック※を実施していますか。

<p>(※2015年12月1日より労働安全衛生法改正による「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、ストレスチェック）」制度がスタートしました。職場において定期的にストレスチェックを行い、その結果により労働者が自らのストレスに気づきストレスに対処すること、ストレスチェックを通じて職場環境を見直し、ストレスの要因そのものを低減させ、メンタルヘルス不調のリスクが高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることにより、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを目指しており、50名以上の従業員がいる事業所（従業員50人未満の事業場は、当面の間努力義務）では、ストレスチェックを実施することが義務づけられています。)</p>	
<p>（参考）労働安全衛生分野では、以下の事項についても、内容を確認することは、技能実習生の安全と健康を確保する上で、とても有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全衛生管理の状況 <ul style="list-style-type: none"> ○安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、作業主任者等の選任状況 ○職長等に対する安全又は衛生のための教育の実施状況 ○安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等の開催状況 ② 作業環境管理の状況（有害な業務） 	